

【28 解読文】 中野秣場調印始末上申（明治十三年：一八八〇）〈B〉

（表紙）

（朱印）

「御料地雜事」

西群馬郡松之澤村  
部分木地差縫一件

地理係」

以三書付一奥書調印始末奉三上申一候

（書付を以（もつ）て奥書調印始末上申（じょうしん）奉（たてまつ）り候）

西群馬郡西明屋村外十一ヶ村

戸長

松本 恒吉

右奉三申上二候、本郡北部榛名山続、官有秣場字中野秣域

（右申し上げ奉り候、本郡北部榛名山続き、官有秣（まぐさ）場字中野秣域）

中工、入会村之内松之沢村清水勇造外七名之者、該村

（中へ、入会（いりあい）村の内松之沢村清水勇造外七名の者、該村）

官地下誤謬シ、部分木成規二基キ、去ル明治十一年

（官地と誤謬（ごびゅう）し、部分木（ぶぶんき）成規に基づき、去る明治十一年）

八月十二日、本県長官ノ許可ヲ乞、則翌十二年一月廿二日

（八月十二日、本県長官の許可を乞（こ）い、則（すなわち）翌十二年一月二

十二日）

許可ヲ受、次テ雜木挿付ト唱ヒ、自立木ヲ待チ不<sub>レ</sub>図<sub>レ</sub>キ、本年

（許可を受け、次いで雜木挿し付ぎと唱え、自立木を待ち不<sub>レ</sub>図<sub>レ</sub>き、本年）

十月十五日ヨリ十八日ニ至ル間、入会各村衆庶ニ於テハ素ヨリ

（十月十五日より十八日に至る間、入会各村衆庶（しゅうしよ）に於いては素

（もと）より）

中野秣場中ノ地工松之沢村ニテ部分木トナスヲ憤リ、下草苻

（中野秣場中の地へ松之沢村にて部分木となすを憤り、下草苻り）

払ト名付衆庶山入スルヲ、松之沢村伍長ヨリ其筋へ届ケ

（払いと名付け衆庶山入りするを、松之沢村伍長より其（そ）の筋へ届け）

出候処、其中扱人立入、元札元・札下総代人相立、示談和解相

（出候処、其中扱い人立ち入り、元札元（ふだもと）・札下（ふだした）

総代人相立て、示談和解相）

成候二付、松之沢村部分木願人総代清水勇造・清水豊七、元札

（成り候に付、松之沢村部分木願い人総代清水勇造・清水豊七、元札）

元宮沢村外十八ヶ村惣代山口儀平外二名、同札下上小鳥村

（元宮沢村外十八ヶ村惣代山口儀平外二名、同札下上小鳥村）

外六十二ヶ村、下小塙村佐野茂十郎外拾四人、聯合戸長総代

（外六十二ヶ村、下小塙村佐野茂十郎外拾四人、聯合戸長総代）



平田九平次外二名、扱人志村彪三・下田純一郎、各連署ニテ  
平田九平次外二名、扱い人志村彪三・下田純一郎、各連署にて

和解締約書為ニ取換ニ相成候ニ付、松之沢村部分木取纏事

和解締約書取り換わせ相成り候に付、松之沢村部分木取り纏（もつ）れ事

件和熟御届書、本年十一月八日付ヲ以進達仕、

件和熟御届書、本年十一月八日付を以て進達仕（つかまつ）り、

（カ）

僅分界之際ニ至テ落着不レ致罷在、然ル処本月

僅か分界の際に至つて落着致さず罷（まか）り在り、然（しか）る処本月

六日、西群馬郡上小鳥村相川勘七外三名、

六日、西群馬郡上小鳥村相川勘七外三名、

同郡行力村林吉五郎外壱人、同郡矢原村

同郡行力村林吉五郎外壱人、同郡矢原村

戸塚孫四郎、右之者共義、字兎坂官有野

戸塚孫四郎、右の者共義、字兎坂官有野

部分木地へ潜入シ、右部分木濫伐候ニ付、松之沢村

部分木地へ潜入し、右部分木濫伐（らんばつ）候に付、松之沢村

字兎坂仕立主ハ清水豊七ナル者ニテ、同

字兎坂仕立て主は清水豊七なる者にて、同

要七届書持参申出、奥書ヲ乞候ニ付、篤与

要七届書持参申し出、奥書を乞い候に付、篤（とく）と

承糺候処、前記七名之者共誤テ曩ノ部

承糺（う）け糺（ただ）し候処、前記七名の者共誤つて曩（さき）の部

分木地之内へ苅込候趣、因テハ未夕差纏中

分木地の内へ苅り込み候趣き、因（よつ）ては未（いま）だ差し纏れ中

二付、至急右扱人并ニ総代人へ報知可レ致之处、

二に付、至急右扱い人並びに総代人へ報知致すべきの処、

誤テ奥書調印上申仕候故ニ不都合ヲ醸シ、

誤つて奥書調印上申仕り候故（ゆえ）に不都合を醸（かも）し、

御手数相掛候段、幾重ニモ奉ニ恐縮ニ候得共、

御手数相掛け候段、幾重（いくえ）にも恐縮奉り候えども、

（カ）

前断之場合ニ付、右始末此段奉ニ上申一候、以上

前断の場合に付、右始末此（こ）の段上申奉り候、以上

右

明治十三年十二月十三日

杉本 恒吉印

楫取群馬県令殿